

主な食品健康影響評価について
(平成 30 年 5 月 24 日～平成 30 年 7 月 8 日)

○イソブチルアミン、イソプロピルアミン、*sec*-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン、2-メチルブチルアミン

(1) 通知日：平成 30 年 5 月 29 日

(2) 概要

添加物（香料）として使用されるイソブチルアミン、イソプロピルアミン、*sec*-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン、2-メチルブチルアミンについて、「香料に関する食品健康影響評価指針」（2016 年 5 月食品安全委員会決定。）に基づき、各種資料を用いて食品健康影響評価を実施した。

これらの香料は、構造及び代謝に関する類似性から、一つにまとめて扱うことができるとし、香料指針に基づき分類すると、いずれも構造クラスⅠに分類されると判断した。また、類縁化合物の評価も踏まえ遺伝毒性の懸念はなく、安全性に懸念がない産物に代謝されると予見できるとともに、推定一日摂取量は構造クラスⅠの摂取許容量を下回ったことから、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えた。

厚生労働省は、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、「着香以外の目的に使用してはならない」旨の使用基準を設定し、成分規格を定め、新たに添加物として指定することを検討するとしている。

○鹿慢性消耗性疾患（CWD）のファクトシート更新

(1) 最終更新日：平成 30 年 6 月 6 日

(2) 概要

鹿慢性消耗性疾患（CWD）は、シカ科の動物が罹患する伝達性海綿状脳症である。これまでに日本における発生は確認されていない（2018 年 5 月末時点）が、近年、諸外国では CWD のシカ科動物間における感染拡大が報告されているため、収集した知見を整理し、平成 29 年 10 月より、ファクトシートとして取りまとめている。

諸外国で新たな発生が確認された際は症例数の更新等を行ってきたところであるが、今般、新たに公表された論文を追加する等の更新があった。主な変更点は以下のとおりである。

- ・2018 年 3 月にフィンランドで初めて CWD の発生が確認されたことを受け、発生状況を更新し、フィンランド食品安全局の見解を追加した。

- ・CWD プリオンの人に対する影響に関する研究について、新たな論文を追加した。内容は、ヒトモデル動物であるカンクイザルへの CWD プリオンの投与試験の結果、感染は成立しなかったというもの。

- ・牛への感染に関する知見として、新たな論文を追加した。内容は、牛における異常プリオンたん白質の蓄積に関するもので、複数の実験結果から、著者らは、「経口投与又は長期間の汚染された環境へのばく露に伴う CWD の牛への伝達のリ

クは低い」と結論した。

今後とも、食品安全委員会は、CWDに係る情報等を収集整理していく。

※ファクトシート：現時点での科学的知見を整理し、広く情報発信することを目的として作成する概要書。

○その他

上記の他、期間中、添加物（１件）、農薬（２件）、動物用医薬品（１件）、遺伝子組み換え食品等（４件）、肥料・飼料等（１件）及び香料（７件）について評価を終了し、結果をリスク管理機関に通知した。